

防犯カメラ緊急整備事業に係る防犯カメラ更新工事 仕様書

第1章 総則

本仕様書は、南風原町（以下、甲と称する。）が発注する「防犯カメラ更新工事」に適用するものである。

受託者（以下、乙と称する。）は本仕様書に明記されていないものであっても、業務の遂行に必要と認められるものに関しては、乙の責任において実施しなければならない。

1. 件名

防犯カメラ緊急整備事業 防犯カメラ更新工事

2. 目的

本業務は、平成29年度に沖縄県安全対策事業費補助金を活用して導入した防犯カメラについて、老朽化及び機能陳腐化に伴うカメラの更新を図るものである。更新にあたっては、同補助金（令和6年度）を引き続き活用し、防犯カメラの整備を行うことで、犯罪の抑止、事件・事故発生時の迅速な対応、ならびに地域における防犯体制の強化を目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日までとする。

4. 工事概要

本工事の範囲は次のとおりとする。

- （1）下記設置場所にて、既存機器（取付金具含む）を撤去し、本件調達機器（取付金具含む）を設置すること。

【設置場所】

No.	設置場所	所在	台数	取付
1	本部公園	南風原町字本部 117番地	3台	既設ポール
2	宮城公園	南風原町字宮城 242番地3	2台	既設ポール
3	神里ふれあい公園	南風原町字神里 712番地1	1台	既設ポール
4	黄金森公園	南風原町字宮平 718番地1	3台	既設ポール
5	ウガンヌ前公園	南風原町字宮平 161番地	2台	既設ポール

各設置場所の詳細については、別添「カメラ設置場所」を確認すること。

- （2）新機器を設置後、甲立会いのもと、画角調整を実施すること。

（3）撤去した既存機器は、甲へ引き渡すこと。

5. 設置台数等

- （1）防犯カメラ 11台
- （2）取付用金具 11台分

6. 提出書類

乙は、契約締結後14日以内に工事計画書を作成し、次の書類を提出しなければならない。

- （1）着手届、業務計画書
- （2）現場代理人及び主任技術者届
- （3）施工管理計画書、商材承認願書

7. 関連法規等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法令に従って行うものとする。

- （1）日本工業規格（JIS）
- （2）電気設備技術基準
- （3）電気設備共通仕様書
- （4）建築基準法及び同施行令
- （5）鋼構造設計基準
- （6）建築構造設計基準
- （7）沖縄県電気設備工事共通仕様書
- （8）道路交通法及び同法関連規則
- （9）南風原町の定める関連条例及び規則等
- （10）その他、本業務の実施にあたり必要な関係法令等

8. 諸手続

本工事に必要な諸手続きが生じた際は、乙が行うものとし、それに伴う費用は本工事に含むものとする。

9. 指示及び承認

業務の実施にあたり、監督職員（又は担当職員）の指示に従うものとする。乙はその工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこととする。また乙は第2級電気工事監理技士以上の資格を有する者を主任技術者として配置することとする。

10. 再委託等の制限

- (1) 乙は、主たる部分の再委託をしてはならない。主たる部分とは、次に掲げるものいう。
- ①総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断
 - ②解析業務における手法の決定及び技術的な判断
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、甲の承認を必要としない。
- (3) 乙は、前項(1)、(2)に規定する業務以外の業務再委託が必要な場合は、甲の承認を得るものとする。

11. 秘密の保持

乙は、業務を遂行する上で知り得た情報、提供された各種の資料は、情報秘密の観点から外部に漏れないよう万全を期するものとする。

12. 疑義

本仕様書は主要事項のみを示しており、明示していない事項等について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上定めるものとする。ただし業務の性質上、当然実施しなければならないものについては、乙の責任において実施するものとする。

13. 審査及び検査

- (1) 乙は、成果品提出時に甲の審査を受けなければならない。その際、甲の立ち会いのもと、システム全体の動作確認及び取扱説明を実施し、承認を得ること。
- (2) 設置完了後、設置機器の取り扱い説明書、保証書等の関連書類及び設置した防犯カメラが撮影した画像写真（カラー）、外観写真、位置図、確認日等を記載した「工事完了報告書」を提出すること。
- (3) 成果品の審査において、訂正を指示されたときは速やかにこれを処理しなければならない。
- (4) 業務の完成は、甲が成果品を審査確認し、合格したときとする。
- (5) 成果品については、甲の検査を受けて引き渡しするものとする。

第2章 規格

参考品番：LTEモバイルIPカメラ Viewla IPC-16LTEp

1. 基本機能

- (1) 暗号化規格を用いるなど第三者が取得・閲覧できないようなセキュアな通信を利用できること。
- (2) 今後増設する可能性を留意し、通信回線サービス等も含め可能な限り低コストで、運

用環境の連続性を維持しながら、容易に拡張ができるようなシステムとすること。

(3) カメラ、録画機能、無線通信機能を一体型にしたレコーダーで、メンテナンスや設置が容易であること。

2. 機器仕様

- (1) 有効画素数：フル HD (1920×1080) 相当以上。
- (2) 最低被写体照度：0.06 ルクス以下。
(最長露光時間 (スローシャッター) : OFF 時。50IRE 時、カラーまたは白黒。)
- (3) 撮影コマ数：毎秒 4 コマ以上。
- (4) 記録時間：1 日 24 時間／2 週間以上でハードディスク等に記録を行うことができ、保存期間を超えた録画映像は、古いものから自動的に上書きされること。
- (5) 動作温度：-20°C～+50°C
- (6) 電源供給方式：DC 12V／1 A または 24V／0.5 A
- (7) 時間補正機能：正確な時刻を刻めること。
- (8) 停電時対応機能：停電後の復電の際に自動復旧が可能のこと。
- (9) セキュリティ対策：データ取得の際、暗号化等により第三者が容易にアクセスできない対策が講じられていること。機器は管理者ユーザー名・パスワード保護、カメラ ID・パスワード保護に加え IP アドレスアクセス制御機能及びプライバシーマスク機能を有していること。
- (10) 記録フォーマット：通常のパソコンで視聴可能な拡張子にて記録 (MPEG 4 /H.264 等) かれていること。
- (11) 映像記録メディア：耐久性、耐衝撃性に配慮し、SSD に記録、または SD カード等で記録が可能であること。
- (12) ネットワーク：LTE 通信でセキュアな通信を行うこと。
- (13) 異常発生時機能：状態表示 LED 点灯等により目視での確認が可能であること。
- (14) 無償保証期間 5 年以上。
- (15) 耐候性：防水・防塵性能 IP66 以上、耐衝撃、塩害等十分な耐候性を有すること。
- (16) 雨水対策：カバーガラスに親水コーティングが施行されており雨天時においても画像が記録できること。
- (17) 製造メーカー：国内メーカーであること。
- (18) 沖縄県内にサービス拠点があり、設置時及び設置後のメンテナンス対応が適切になさる事業者が扱う製品であること。
- (19) 技術基準適合証明 (技適マーク) を取得していること。

3. 業務に係る金額

- (1) 各項目の単価・内訳等詳細も可能な限り記載すること。

（2）既設機器の処分費用は含めないこと。ただし、既設機器の取り外しにかかる費用は含めること。

（3）状態異常発生時のメール等通知サービス費用、通信費用、情報セキュリティの保守費やサーバー代など機器代及び設置（既存機器の取り外し含む）に係るもの以外で別途費用が発生しないこと。